

**荒川区**  
**地域防災計画実施推進計画（第二次）**

**令和3年2月**  
**荒 川 区**



# 荒川区地域防災計画実施推進計画（第二次）目次・体系図

## 荒川区地域防災計画実施推進計画について

P.5

※太字下線は『重点対策事業』であることを示す。

## 第1章 地域防災力の向上

### 1 自助による区民の防災力向上

・ 防災意識の啓発・自助の推進

P.7

### 2 地域における共助の推進

・ 永久水利施設の整備・活用  
・ 防災ジュニアリーダーの育成

P.9

## 第2章 災害対策本部を核とした応急対応

### 1 災害対策本部の活動体制の整備

・ 災害対策本部（運用班・災対各部）の活動体制の強化  
・ 停電時における電力確保手段の多重化

P.11

### 2 情報収集・管理・伝達手段の整備

・ 荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの整備

P.13

### 3 受援・応援体制の整備

・ 受援・応援体制の整備

P.14

### 4 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

・ 災害廃棄物等処理体制の充実

P.15

## 第3章 医療救護等対策

### 1 初動医療体制の整備

・ 緊急医療救護所の運営体制の充実・強化

P.16

## 第4章 避難者等対策

### 1 避難所・避難場所等の確保・環境整備

・ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を  
含めた避難所等の環境整備  
・ 広域避難場所等の周知と確保

P.17

### 2 避難所の管理運営体制の整備等

・ 一次避難所運営体制の整備  
・ 二次避難所運営体制の整備  
・ 福祉避難所運営体制の整備

P.19

3 要配慮者等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に関する防災対策</li> <li>・避難行動要支援者の支援体制の整備</li> <li>・多様性に配慮した避難者支援体制の整備</li> </ul>	P.21
4 ペットの避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットの取扱いに関する意識啓発及び避難体制の整備</li> </ul>	P.24
5 災害時用トイレの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時用トイレの整備と啓発</li> </ul>	P.25
6 備蓄体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄体制の充実</li> </ul>	P.26
7 帰宅困難者の一時滞在施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の確保・拡充</li> </ul>	P.27

## 第5章 復興対策

1 生活再建体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被災者生活再建支援体制の整備</u></li> </ul>	P.28
-------------	--	------

## 第6章 風水害対策

1 風水害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>風水害時の避難体制の整備</u></li> <li>・<u>風水害時の避難方法及び避難場所等の周知・啓発</u></li> </ul>	P.29
---------	--	------

## 第7章 安全な都市づくり

1 防災まちづくりの施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>不燃化特区整備促進事業</u></li> <li>・細街路拡幅整備の推進</li> <li>・都市計画道路の整備</li> <li>・<u>老朽空き家等の除却の推進</u></li> <li>・危険なブロック塀等の撤去</li> <li>・都市計画公園の整備の推進</li> <li>・無電柱化の推進</li> <li>・<u>住宅の耐震化促進</u></li> </ul>	P.31
2 交通関連施設の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁等の点検及び調査</li> </ul>	P.38

# 荒川区地域防災計画実施推進計画について

## 1 計画の目的

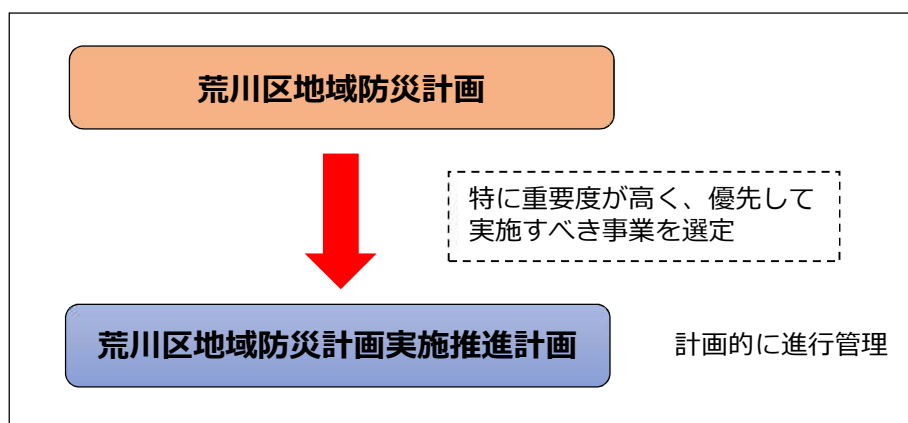
- ・本計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合に、区民の生命、身体、財産を守り、可能な限り被害を少なくするため、「荒川区地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）に定める災害対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を計画的に推進することを目的として、平成30年8月に策定した。

## 2 計画改定の背景

- ・本計画の第一次計画期間（平成30年度から令和2年度まで）の間にも、日本各地では多くの災害に見舞われた。地震については、平成30年6月の「大阪北部地震」では、ブロック塀の倒壊や家具類の転倒等により死傷者が発生した。また、同年9月の「北海道胆振東部地震」では、建物倒壊等により多くの死傷者が発生しただけではなく、広範囲に及ぶ大規模停電が発生し、災害時における電力確保の重要性が明らかとなった。水害についても「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心とした集中豪雨により土砂災害や河川氾濫等が広範囲で発生し、大きな被害をもたらした。また、令和元年9月には台風第15号、10月には台風第19号が立て続けに上陸し、各地に甚大な被害をもたらした。
- ・台風第19号に際し、区では災害対策本部を設置して対応に当たったが、職員体制や避難情報の発令、避難場所の開設等、様々な課題が明らかとなった。これらの課題や教訓等を踏まえ、区では、令和2年2月に「荒川区風水害対応方針」を策定し、改めて大規模水害時における避難方法や情報伝達方法、職員の配置体制等の見直しを行った。
- ・また、令和元年12月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区では、令和2年7月に「避難所等における新型コロナウイルス等感染症対応方針」を策定し、感染症蔓延下において大規模地震や大規模水害が発生した場合の避難所等での感染症対策の方針を示し、これに基づき、避難施設の体制整備や感染症対策物資の配備等を進めてきた。
- ・今回、地域防災計画実施推進計画の第一次計画期間が令和2年度末をもって終期を迎えることから、これらの近年発生した災害等における課題や教訓等を踏まえ、新たに事業を追加するとともに、既存事業の見直しを行い、第二次の地域防災計画実施推進計画（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）として改定する。

## 3 計画の位置づけ

- ・本計画は、地域防災計画に定める災害対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業について計画的に進行管理を行うために定めるものであり、地域防災計画の実施計画として位置付けられるものである。



## 4 掲載事業の選定

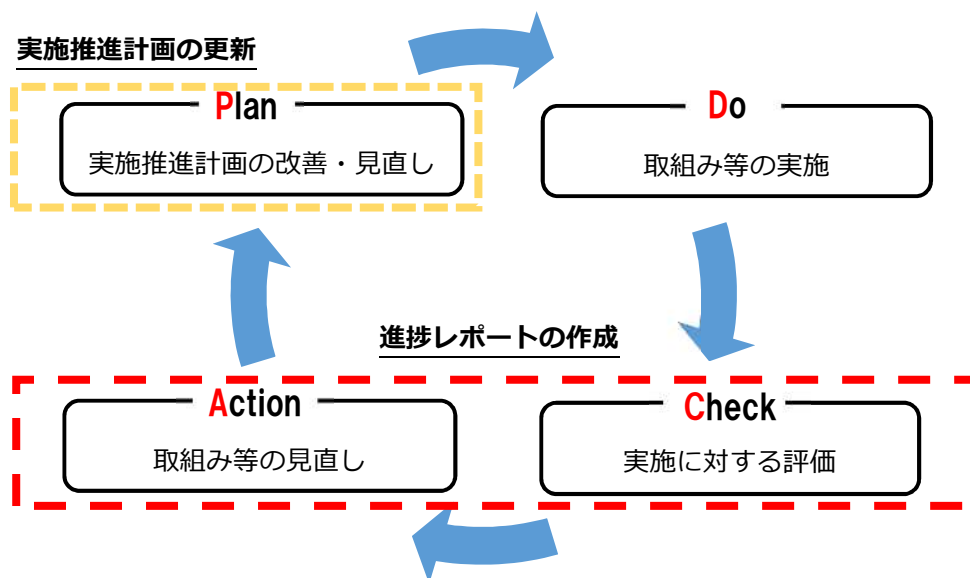
- ・本計画には、地域防災計画に定める災害対策のうち、重要度が高く、計画的に進行管理していく必要がある事業を掲載するものとし、既に継続的に実施している事業は掲載しないことを基本とする。ただし、継続的に実施している事業であっても計画的に進捗管理していく必要がある事業については掲載するものとする。
- ・なお、掲載事業のうち、近年の災害等における課題や教訓を踏まえ、新たに対応が必要となる取組を追加した事業を「新規・充実事業」として選定する。
- ・また、掲載事業のうち、第二次の計画期間内に特に重点的に対策を行う必要がある事業を「重点対策事業」として選定する。

## 5 記載内容

- ・各事業において中長期的な「到達目標」を掲げるとともに、各「取組」については、各年度に実施する具体的な取組内容及び成果を測定する指標を記載する。
- ・事業の実施に係る費用については、「令和2年度実績・見込額」、「令和3年度計画・見込額」、「令和4年～5年度計画・見込額」を計上し、記載する。

## 6 計画期間及び計画の改善・見直し

- ・本計画は、荒川区実施計画との整合性を図り、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。
- ・なお、本計画は、地域防災計画の修正に合わせて、必要に応じて見直しを行うとともに、国や都の動向、関係法令の改正、災害から得られた教訓等も踏まえながら、事業の評価・改善・見直しを行い、掲載内容を適宜修正するものとする。また、計画期間の終了後は、事業の進捗状況についてとりまとめ、本計画を改定する。



## 7 進捗レポートの作成

- ・計画期間の終了年度には、次期の計画期間で実施する取組の検討や到達目標等の見直しにつなげるため、「荒川区地域防災計画実施推進計画（第一次）」に掲載する事業のうち、主な取組の3年間の成果や課題、第二次の計画期間に向けた今後の方向性を示した進捗レポートを作成する。
- ・進捗レポートにより判明した各取組の進捗状況や課題を踏まえ、本計画の改定を行う。

# 第1章 地域防災力の向上

熊本地震や東日本大震災等、過去の災害では、住民同士の助け合いによって多くの生命が救われるなど、災害時における共助の成果が広く認められた。

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、区民、地域、行政等が相互に連携し、自助、共助による区民及び地域の防災力向上を推進することが重要である。

本章では、これらの地域防災力の向上に関する事業のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

## 1 自助による区民の防災力向上

### 目的

災害が発生した場合の被害や生活への影響を最小限に抑えるためには、区民一人ひとりによる事前の備えが重要である。区民が正しい防災知識を持ち、災害発生時に自らの生命を守ることができるよう、区民の防災力向上のための自助の啓発及び普及を進めていく。

【所管部】 区民生活部、福祉部、子ども家庭部、防災都市づくり部

事業名	防災意識の啓発・自助の推進 <b>重点対策事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の防災意識の向上を図るため、ホームページ・区報・ツイッター等の様々な媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用し、自助の重要性について普及啓発を行う。</li> <li>感染症への感染防止の観点を含め、在宅避難の必要性及び在宅避難のための7日分（最低3日分）以上の家庭内備蓄の重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知・啓発を行う。</li> <li>感震ブレーカーや家具類の転倒・落下・移動防止器具の購入費・工事費の助成について、感染症への感染防止の観点も含め、在宅避難に備えた屋内安全対策の必要性を強調しながら、様々な媒体や機会を活用し、一層の周知・促進を図る。</li> <li>防災ベッド、住宅改修、耐震補強・診断等の屋内安全・安心対策に関する各種助成制度について、消防署・警察署等の関係機関及び関係所管との密接な連携のもと、様々な手段で広く周知し、普及促進を図る。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての区民が、災害時に備えて各自必要な食料や飲料水等を備蓄している。（令和8年度までに7日分以上備蓄している人の割合 22%を達成する。）（令和8年度までに3日分以上備蓄している人の割合 66%を達成する。）</li> <li>家具転倒落下防止対策の実施率 100%を達成する。（令和8年度までに家具転倒落下防止対策の実施率 82%を達成する。）</li> <li>感震ブレーカー普及率 100%を達成する。（令和8年度までに感震ブレーカー普及率 35%を達成する。 ※首都直下地震緊急対策推進基本計画 [平成27年3月31日 内閣府] では普及率 25%を目標としている。）</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭内備蓄の推進 ※荒川区政世論調査	7日分以上の備蓄率 10%	7日分以上の備蓄率 12%	7日分以上の備蓄率 14%	7日分以上の備蓄率 16%
	3日分以上の備蓄率 54%	3日分以上の備蓄率 56%	3日分以上の備蓄率 58%	3日分以上の備蓄率 60%

取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家具転倒落下防止対策の普及	実施率 （荒川区政世論調査） 70%	実施率 （荒川区政世論調査） 72%	実施率 （荒川区政世論調査） 74%	実施率 （荒川区政世論調査） 76%
	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件
感震ブレーカーの普及	普及率 （荒川区政世論調査） 23%	普及率 （荒川区政世論調査） 25%	普及率 （荒川区政世論調査） 27%	普及率 （荒川区政世論調査） 29%
	設置助成件数 440件	設置助成件数 450件	設置助成件数 450件	設置助成件数 450件
	無料配付件数 115件	無料配付件数 120件	無料配付件数 120件	無料配付件数 120件
屋内安全対策助成等費用（概算）	7,172（千円）	26,189（千円）	52,378（千円）	
在宅避難の必要性や自助の重要性を強調した啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの防災に関する特設サイト「まなBO SAI」の開設</li> <li>・メールマガジン・フェイスブック・ツイッターによる啓発</li> <li>・区報による啓発（特集を含む）</li> <li>・あら BOSAI(web開催)による周知</li> <li>・防災講話における啓発</li> <li>・その他媒体による周知(防災アプリ、わたしの便利帳、防災地図、ケーブルテレビ、啓発DVDの貸出等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ・メールマガジン・フェイスブック・ツイッターによる啓発</li> <li>・区報による啓発（特集を含む）</li> <li>・防災訓練・防災イベントにおける啓発(避難所開設運営訓練、あら BOSAI 等)</li> <li>・防災講話等における啓発</li> <li>・その他媒体による周知(防災アプリ、わたしの便利帳、防災地図、ケーブルテレビ、啓発DVDの貸出等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ・メールマガジン・フェイスブック・ツイッターによる啓発</li> <li>・区報による啓発（特集を含む）</li> <li>・防災訓練・防災イベントにおける啓発(避難所開設運営訓練、あら BOSAI 等)</li> <li>・防災講話等における啓発</li> <li>・その他媒体による周知(防災アプリ、わたしの便利帳、防災地図、ケーブルテレビ、啓発DVDの貸出等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ・メールマガジン・フェイスブック・ツイッターによる啓発</li> <li>・区報による啓発（特集を含む）</li> <li>・防災訓練・防災イベントにおける啓発(避難所開設運営訓練、あら BOSAI 等)</li> <li>・防災講話等における啓発</li> <li>・その他媒体による周知(防災アプリ、わたしの便利帳、防災地図、ケーブルテレビ、啓発DVDの貸出等)</li> </ul>
普及啓発費用（概算）	2,247（千円）	2,930（千円）	5,860（千円）	
防災関係機関と連携した屋内安全・安心対策に関する普及促進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーションによる周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災講話等での周知</li> <li>・あら BOSAI(web開催)による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>



## 2 地域における共助の推進

### 目的

防災区民組織を中心に、地域の各関係者が密接に連携して初期消火等の防災行動を行うことができるよう、活動体制の整備を進め、共助を推進する。

【所管部】総務企画部、区民生活部、防災都市づくり部

<b>事業名</b>	永久水利施設の整備・活用			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における消火用水を確保するため、地域危険度が高く整備条件の整った地域への永久水利施設の検討・整備を進めるとともに、その他多様な水利の整備についても検討する。</li> <li>・災害発生時に永久水利施設を迅速かつ的確に活用することができるよう、防災区民組織や消防団、消防署等と連携した実践的な訓練を実施する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域危険度が高い地域において、十分な消火用水が確保されている。</li> <li>・防災区民組織や消防団等が連携した円滑な送水体制が整備されている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>水利の拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四峡田小学校内の永久水利施設の工事着手</li> <li>・宮前公園永久水利施設整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四峡田小学校内の永久水利施設の整備</li> <li>・宮前公園永久水利施設整備の検討</li> <li>・多様な水利の整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮前公園永久水利施設整備の検討</li> <li>・多様な水利の整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮前公園永久水利施設整備の検討</li> <li>・多様な水利の整備の検討</li> </ul>
永久水利施設整備費用 （概算）	80,000（千円）	94,965（千円）	—	
<b>永久水利施設を活用した送水訓練の実施と送水体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・永久水利施設の操作確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署や消防団等の防災関係機関と連携した送水訓練の実施</li> <li>・永久水利施設の操作習熟</li> <li>・送水動作の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署や消防団等の防災関係機関と連携した送水訓練の実施</li> <li>・永久水利施設の操作習熟</li> <li>・送水動作の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署や消防団等の防災関係機関と連携した送水訓練の実施</li> <li>・永久水利施設の操作習熟</li> <li>・送水動作の確認</li> </ul>

事業名	防災ジュニアリーダーの育成			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の観点から、中学生の地域への貢献意欲の醸成を図るとともに、中学生が将来の地域防災の担い手となるよう、避難所開設・運営訓練等の各種イベントへの参加や中学生防災対策会議の開催等、地域や家庭との更なる連携を図りながら、中学校防災部の活動を促進する取組を実施する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の区の防災活動を担うジュニア防災リーダーが育成されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校防災部の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ</li> <li>・中学校防災部の活動を収めたDVDや資料等を活用した防災教育の実施（中学生防災対策会議の中止に伴う代替措置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・運営訓練への参加</li> <li>・あら BOSAI 等の防災イベントへの参画</li> <li>・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施</li> <li>・中学生防災対策会議の開催</li> <li>・消防団からの指導</li> <li>・高齢者宅への訪問活動</li> <li>・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・運営訓練への参加</li> <li>・あら BOSAI 等の防災イベントへの参画</li> <li>・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施</li> <li>・中学生防災対策会議の開催</li> <li>・消防団からの指導</li> <li>・高齢者宅への訪問活動</li> <li>・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設・運営訓練への参加</li> <li>・あら BOSAI 等の防災イベントへの参画</li> <li>・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施</li> <li>・中学生防災対策会議の開催</li> <li>・消防団からの指導</li> <li>・高齢者宅への訪問活動</li> <li>・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ</li> </ul>

## 第2章 災害対策本部を核とした応急対応

災害発生時に区民の生命と財産を守るためには、災害対策本部の訓練等を通じた応急対応力の向上を図るとともに、効率的に災害情報の収集・管理・伝達を行うことができるシステムの整備、他自治体等から円滑に支援を受け入れるための体制整備、災害廃棄物の処理体制の整備等が必要となる。

本章では、これらの災害対策本部の体制整備のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

### 1 災害対策本部の活動体制の整備

#### 目的

災害発生後、速やかに荒川区災害対策本部を設置して円滑な応急活動を実施できるよう、活動体制を整備する。また、訓練を通じた活動手順（マニュアル）の検証・改善を行うことにより、活動体制の充実・強化を図る。

【所管部】 区民生活部、各部

<b>事業名</b>	災害対策本部（運用班・災対各部）の活動体制の強化			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集や避難勧告等の意思決定を行う運用班訓練を実施するとともに、区内の消防署や警察署等の防災関係機関と連携した訓練を実施する。</li> <li>・災対各部の事務分掌及び災害時職員行動マニュアルに基づき実際の活動を確認する災対各部訓練を実施する。</li> <li>・各訓練においては、MCA 無線機や災害情報システム等を活用した情報収集・情報伝達訓練を取り入れ、災害時に適切な情報収集・共有・伝達が行えるよう体制強化を図る。</li> <li>・訓練を通じて抽出された課題を解決し、運用班マニュアル及び災対各部の災害時職員行動マニュアルを改善する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、各職員が各自の応急対策業務を十分に理解した上で、迅速かつ円滑に活動を遂行できる体制が整備できている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>災害対策本部の活動体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営担当職員の指定</li> <li>・災害時職員行動マニュアルの修正、災対各部事務分掌の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用班訓練の実施</li> <li>・災対各部訓練の実施</li> <li>・消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施</li> <li>・マニュアルの検証・改善</li> <li>・災対各部の応急対策業務の見直し・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用班訓練の実施</li> <li>・災対各部訓練の実施</li> <li>・消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施</li> <li>・マニュアルの検証・改善</li> <li>・災対各部の応急対策業務の見直し・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用班訓練の実施</li> <li>・災対各部訓練の実施</li> <li>・消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施</li> <li>・マニュアルの検証・改善</li> <li>・災対各部の応急対策業務の見直し・改善</li> </ul>

<p><b>事業名</b></p>	<p>停電時における電力確保手段の多重化 <b>新規・充実事業</b></p>			
<p><b>実施内容</b></p>	<p>・地震や風水害等による停電に備え、災害対策本部の活動拠点や避難所等へ非常用発電機や蓄電池の配備を進める等、電力確保手段の多重化を図る。</p>			
<p><b>中長期的な到達目標</b></p>	<p>・停電時においても、応急対策業務や避難所の運営等を継続することができる体制が整備されている。</p>			
<p><b>取組（指標）</b></p>	<p><b>令和 2 年度 （見込み）</b></p>	<p><b>令和 3 年度</b></p>	<p><b>令和 4 年度</b></p>	<p><b>令和 5 年度</b></p>
<p><b>活動拠点における給電手段の確保及び充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区庁舎への非常用発電機の設置に向けた検討・設計・工事</li> <li>・災害対策本部用蓄電池の配備</li> <li>・避難所への蓄電池の試行配備・検証</li> <li>・給電車両の供給に関する協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区庁舎への非常用発電機の設置</li> <li>・避難所への蓄電池の追加配備</li> <li>・給電手段を活用した訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給電手段を活用した訓練の実施</li> <li>・避難所における新たな給電手段の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給電手段を活用した訓練の実施</li> <li>・避難所における新たな給電手段の検討</li> </ul>
<p>区庁舎への非常用発電機の設置費用（概算）</p>	<p>78,019（千円）</p>	<p>222,817（千円）</p>	<p>—</p>	
<p>蓄電池の配備費用（概算）</p>	<p>9,161（千円）</p>	<p>5,668（千円）</p>	<p>—</p>	

## 2 情報収集・管理・伝達手段の整備

### 目的

災害発生時に、災害情報を迅速かつ的確に収集して区民等へ伝達するため、災害情報の収集・管理・伝達を行うことができるシステムの整備を図る。

【所管部】 区民生活部

<b>事業名</b>	荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの整備 <b>新規・充実事業</b>			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、迅速かつ効率的に災害情報の収集・共有から区民等への伝達までを行うことができるシステムの構築を進めるとともに、構築するシステムを活用した訓練等を実施し、操作方法の習熟及び運用方法の改善を図る。</li> <li>・「荒川区防災アプリ」を更新し、文字・音声情報による避難情報等の通知機能の追加等を行い、区民への更なる周知を図るとともに、情報収集にハンディキャップのある障がい者等を対象に防災行政無線の放送内容等を文字・音声情報で受信できる災害情報受信機の配付事業を実施し、区民への情報伝達体制を強化する。</li> <li>・防災行政無線の屋外スピーカーを更新し、防災行政無線のデジタル化を完了させる。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に災害情報システムを活用した情報収集及び情報伝達を迅速かつ円滑に行うことができる体制が整備されている。</li> <li>・災害発生時に区民が適切に災害情報や避難情報を収集することができる複数の手段が確保されている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度（見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの運用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCA無線機・高所カメラの運用開始</li> <li>・災害情報システムの構築完了</li> <li>・防災行政無線の親局整備及び一部屋外スピーカーの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線屋外スピーカーの更新完了</li> <li>・災害情報システムを活用した訓練等の実施</li> <li>・災害情報システムの機能や操作方法の習熟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報システムを活用した訓練等の実施</li> <li>・災害情報システムの運用方法の検証・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報システムを活用した訓練等の実施</li> <li>・災害情報システムの運用方法の検証・改善</li> </ul>
<b>「荒川区防災アプリ」の機能追加と普及啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや区報等の媒体を活用した周知</li> <li>・アプリの更新・機能追加（文字・音声による避難情報等の通知機能等の追加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリの普及促進（ホームページ、区報、防災講話等を活用した周知）</li> <li>・適宜機能改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリの普及促進（ホームページ、区報、防災講話等を活用した周知）</li> <li>・適宜機能改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリの普及促進（ホームページ、区報、防災講話等を活用した周知）</li> <li>・適宜機能改善</li> </ul>
<b>災害情報受信機の配付事業の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入製品の市場調査</li> <li>・配付事業の制度設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入製品の決定</li> <li>・配付事業の制度設計</li> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>
災害情報受信機の配付事業に係る費用（概算）	—	45,205（千円）	90,410（千円）	

### 3 受援・応援体制の整備

#### 目的

災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であるため、他自治体や協定団体等からの人的・物的支援の受入体制及び区からの応援体制の強化を図る。

【所管部】 区民生活部

事業名	受援・応援体制の整備			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であることを踏まえ、他自治体との相互応援協定や民間企業・団体との応援協定の締結に向けた協議及び締結を進めるとともに、災害協定締結団体と連携した訓練を実施するなどにより、更なる体制強化を図る。</li> <li>・災害時相互応援協定を締結している自治体との間で「顔の見える関係」を構築し、災害発生時に互いに支援し合えるような体制を構築する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時相互応援協定締結自治体や協定団体との「顔の見える関係」が構築できており、災害発生時に円滑に受援・応援を実施できる体制が整備できている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定締結自治体・団体との連携強化及び新たな協定締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>【協定締結自治体】 18 都市</li> <li>・新潟県村上市との災害時相互応援協定の締結</li> <li>【協定締結団体】 80 団体</li> <li>・一般社団法人災害用弾性ストック協会とのストックの供給に関する協定締結</li> <li>・トヨタモビリティ東京株式会社との給電車両の供給に関する協定締結</li> <li>・東京日産自動車販売株式会社及び日産自動車株式会社との電気自動車の供給に関する協定締結</li> <li>・協定団体との協定内容の見直し・改定、支援可能内容の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結自治体・団体との連携強化</li> <li>・新たな協定締結に向けた検討、打診</li> <li>・協定締結を視野に入れた友好都市等への訪問・視察等による交流促進</li> <li>・協定団体との協定内容の確認、適宜見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結自治体・団体との連携強化</li> <li>・新たな協定締結に向けた検討、打診</li> <li>・協定締結を視野に入れた友好都市等への訪問・視察等による交流促進</li> <li>・協定団体との協定内容の確認、適宜見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結自治体・団体との連携強化</li> <li>・新たな協定締結に向けた検討、打診</li> <li>・協定締結を視野に入れた友好都市等への訪問・視察等による交流促進</li> <li>・協定団体との協定内容の確認、適宜見直し</li> </ul>

## 4 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

### 目的

災害発生後、災害廃棄物等（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、災害廃棄物等の処理手順を定め、これに基づき訓練を実施し、対応能力の向上を図る。

【所管部】環境清掃部

<b>事業名</b>	災害廃棄物等処理体制の充実 <b>新規・充実事業</b>			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づき、訓練の実施、関係団体との連携を通じて課題を抽出し、改定を繰り返すことにより、実効性の更なる向上を図る。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物等の処理に当たっての体制を確保できている。</li> <li>区民が発災直後の災害廃棄物等の自宅保管や分別方法等について認識できている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度（見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>災害廃棄物等処理体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区災害廃棄物等処理方針の改定</li> <li>大規模水害時における清掃車両の避難施設確保</li> <li>感染症対策を要する時期における収集運搬体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理方針に基づく本部訓練の実施、課題の抽出</li> <li>訓練の実施等、関係団体との連携強化</li> <li>処理方針の見直し検討</li> <li>感染症対策を要する時期における収集運搬体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理方針に基づく本部訓練の実施、課題の抽出</li> <li>訓練の実施等、関係団体との連携強化</li> <li>処理方針の見直し検討</li> <li>感染症対策を要する時期における収集運搬体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理方針に基づく本部訓練の実施、課題の抽出</li> <li>訓練の実施等、関係団体との連携強化</li> <li>処理方針の見直し検討</li> <li>感染症対策を要する時期における収集運搬体制の確保</li> </ul>
<b>廃棄物の分別等の意識啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刊行物、区報を活用した周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントや学校の環境学習等の実施時における啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントや学校の環境学習等の実施時における啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境イベントや学校の環境学習等の実施時における啓発の実施</li> </ul>

### 第3章 医療救護等対策

首都直下地震の発生時には、建物倒壊や家具類の転倒・落下・移動等により、多くの負傷者が発生することが予想される。

そのため、迅速かつ的確な医療救護活動を実施することができるよう、医療機関も含めた緊急医療体制を充実・強化するとともに、医療救護活動に関する訓練等を重ね、適宜体制の改善・見直しをしていく必要がある。

本章では、これらの医療救護等対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

#### 1 初動医療体制の整備

##### 目的

災害発生時に開設する緊急医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施できるよう、運営体制の充実・強化を図る。

【所管部】区民生活部、健康部

事業名	緊急医療救護所の運営体制の充実・強化			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関と協議を行い、連携の強化を図る。</li> <li>医療救護連携訓練で抽出された課題（伝達情報の簡素化、区職員の医療専門用語の理解促進、無線機操作の習熟、緊急医療救護所・医療活動調整センター・各病院間の連携体制の確認等）について検証・見直しを行うとともに、必要な資機材の追加配備等を行い、発災初期の医療救護活動体制の充実・強化を図る。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関・防災関係機関・区職員等が密接に連携した初動医療体制が整備でき、各担当がそれぞれの業務を理解し、対応できる体制が構築できている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「緊急医療救護所マニュアル」に基づく医療救護訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害医療に関する講習会（座学・MCA 無線やスマートフォン活用による通信訓練）の実施</li> <li>ホームページ・区報を活用した区の災害医療体制の周知</li> <li>課題の抽出・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等）</li> <li>東京都防災通信訓練（EMIS）の実施</li> <li>課題の抽出・マニュアル改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等）</li> <li>東京都防災通信訓練（EMIS）の実施</li> <li>課題の抽出・マニュアル改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等）</li> <li>東京都防災通信訓練（EMIS）の実施</li> <li>課題の抽出・マニュアル改善</li> </ul>
緊急医療救護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等との定期的な協議の実施</li> <li>緊急医療救護所マニュアルの見直し</li> <li>各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関や区民への周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等との定期的な協議の実施</li> <li>緊急医療救護所マニュアルの見直し</li> <li>各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関や区民への周知徹底</li> <li>緊急医療救護体制の検証及び改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等との定期的な協議の実施</li> <li>緊急医療救護所マニュアルの見直し</li> <li>各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関や区民への周知徹底</li> <li>緊急医療救護体制の検証及び改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等との定期的な協議の実施</li> <li>緊急医療救護所マニュアルの見直し</li> <li>各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関や区民への周知徹底</li> <li>緊急医療救護体制の検証及び改善</li> </ul>



## 第4章 避難者等対策

災害発生時には、多くの避難者や帰宅困難者が発生することが予想される。

そこで、感染症対策を含めた避難所等の環境や運営体制の整備、要配慮者等への支援体制の整備、ペットの避難体制の整備、災害時トイレの確保、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等が必要となる。

本章では、これらの避難者等に関する対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

### 1 避難所・避難場所等の確保・環境整備

#### 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点も含め、新たな避難スペースの確保や避難所等の環境整備を進める。また、災害発生時の避難方法や避難場所等の区民への周知・啓発を進めることにより、発災時における混乱の抑制、被害の軽減を図る。

【所管部】 区民生活部

事業名	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を含めた避難所等の環境整備			
	重点対策事業	新規・充実事業		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延下で避難所等を開設する場合に備えて、「避難所等における新型コロナウイルス感染症等対応方針」に基づき、感染拡大防止に配慮した避難所等の運営方法や備蓄物資の配備等の検証・改善を図る。</li> <li>・感染症蔓延下で災害が発生した場合の避難所等における密集を回避するため、区施設のほか、都立施設や民間施設等を活用した避難スペースの確保を進める。</li> <li>・地震や水害等による停電に備え、各避難所等に蓄電池を配備する等、給電手段の更なる充実を図る。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	・災害時に区民が安心して避難生活を送ることができる環境が整備されている。			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難所等における感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所等における新型コロナウイルス感染症等対応方針」の策定</li> <li>・感染症対策物資の配備（マスク、消毒液、体温計、防護服等）</li> <li>・感染症対策を踏まえた避難所の運営に関するマニュアルの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に基づく感染症対策物資の充実</li> <li>・避難所開設・運営訓練等の実施による感染症対策の検証及び改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に基づく感染症対策物資の充実</li> <li>・避難所開設・運営訓練等の実施による感染症対策の検証及び改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に基づく感染症対策物資の充実</li> <li>・避難所開設・運営訓練等の実施による感染症対策の検証及び改善</li> </ul>
新たな避難スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術高専の水害時の緊急避難場所としての指定</li> <li>・指定避難所以外の公共施設（サンパール荒川等）を活用した避難スペースの確保</li> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>

取組（指標）	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（再掲）活動拠点における給電手段の確保及び充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>区庁舎への非常用発電機の設置に向けた検討・設計・工事</li> <li>災害対策本部用蓄電池の配備</li> <li>避難所への蓄電池の試行配備・検証</li> <li>給電車両の供給に関する協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区庁舎への非常用発電機の設置</li> <li>避難所への蓄電池の追加配備</li> <li>給電手段を活用した訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給電手段を活用した訓練の実施</li> <li>避難所における新たな給電手段の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給電手段を活用した訓練の実施</li> <li>避難所における新たな給電手段の検討</li> </ul>
区庁舎への非常用発電機の設置費用（概算）	78,019（千円）	222,817（千円）	—	—
蓄電池の配備費用（概算）	9,161（千円）	5,668（千円）	—	—

【所管部】区民生活部

事業名	広域避難場所等の周知と確保			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、都が、広域避難場所として区内7カ所を指定しているが、災害発生時に区民が迅速に避難することができるよう、避難場所や避難方法等について、防災地図の配付や講習会・防災訓練等の場を活用した周知を図る。</li> <li>次回（令和5年頃）の避難場所の指定見直しに向けて、東京都等と避難場所の新規指定及び指定変更について協議を進めるとともに、あらかわ遊園及び宮前公園の広域避難場所に準じた避難場所としての活用についても検討を進める。</li> <li>今後、都市計画公園として整備を進めていく用地（旧南千住浄水場用地等）の避難場所としての活用に向けた検討・協議を進める。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民が災害発生時に避難できる広域避難場所が指定できており、広く区民に周知されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域避難場所の周知及び確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難場所の新規指定及び指定変更に向けた関係機関との協議</li> <li>防災地図や避難標識の更新・充実（外国語併記）等による避難場所や避難方法等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所や避難方法等の周知（防災地図、ホームページ、区報、防災講話等）</li> <li>広域避難場所の新規指定及び指定変更に向けた東京都等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所や避難方法等の周知（防災地図、ホームページ、区報、防災講話等）</li> <li>広域避難場所の新規指定及び指定変更に向けた東京都等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所や避難方法等の周知（防災地図、ホームページ、区報、防災講話等）</li> <li>広域避難場所の新規指定及び指定変更</li> </ul>

## 2 避難所の管理運営体制の整備等

### 目的

災害発生時に、防災区民組織が自主的に一次避難所を開設・運営できるよう、避難所開設・運営訓練の実施を支援する。また、避難生活に配慮が必要な区民が安心して生活できるよう、二次避難所及び福祉避難所の運営体制の充実を図る。

【所管部】区民生活部

事業名	一次避難所運営体制の整備			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次避難所ごとに実施している避難所開設・運営訓練について、防災区民組織が自主的に避難所の開設・運営を行うことができるよう、避難所運営レベル（ステップ）の向上を図る。</li> <li>避難所の開設・運営を行う防災区民組織及び区職員が円滑に対応できるよう、避難所開設・運営のエキスパートを養成する講座を実施する。</li> <li>過去の災害や訓練等を通じて課題等を抽出し、マニュアルを改善・充実する。</li> </ul> <p>【避難所開設・運営訓練における各ステップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステップ1…施設確認、避難行動確認、避難所運営マニュアル確認・検討</li> <li>ステップ2…安否確認、人員把握、間仕切り壁整備、トイレ設置、炊出し等</li> <li>ステップ3…ステップ2の内容について、町会の防災リーダーが参加者を指導</li> <li>ステップ4…避難所運営マニュアルに基づく、組織的な開設・運営訓練</li> <li>ステップ5…ステップ4の内容を町会が自主的に実施</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>全避難所における避難所開設運営ステップ5（全避難所において、防災区民組織による自主的な避難所開設・運営ができる）</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難所運営力の向上 （各ステップの避難所数） ※避難所数 37か所	ステップ1：0か所 ステップ2：8か所 ステップ3：5か所 ステップ4：21か所 ステップ5：3か所  ・避難所運営担当職員の指定 ・避難所エキスパート養成講座（避難所運営担当職員向け）の実施	ステップ1：0か所 ステップ2：5か所 ステップ3：5か所 ステップ4：24か所 ステップ5：3か所  ・避難所運営担当職員の避難所開設・運営訓練への参加 ・避難所エキスパート養成講座（防災区民組織向け）の実施	ステップ1：0か所 ステップ2：2か所 ステップ3：5か所 ステップ4：25か所 ステップ5：5か所  ・避難所運営担当職員の避難所開設・運営訓練への参加 ・避難所エキスパート養成講座のノウハウを活用した研修等（避難所運営担当職員及び防災区民組織向け）の実施	ステップ1：0か所 ステップ2：0か所 ステップ3：4か所 ステップ4：26か所 ステップ5：7か所  ・避難所運営担当職員の避難所開設・運営訓練への参加 ・避難所エキスパート養成講座のノウハウを活用した研修等（避難所運営担当職員及び防災区民組織向け）の実施
訓練等実施費用 （概算）	3,900（千円）	23,576（千円）	27,724（千円）	

<b>事業名</b>	二次避難所運営体制の整備			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次避難所への避難対象者及び避難方法について周知を図るとともに、二次避難所の開設・運営に関する行動手順をまとめたマニュアルを施設ごとに更に充実させ、それに基づき訓練を実施する。また、訓練の結果をもとに、適宜マニュアルを改善する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に、迅速かつ円滑に二次避難所を開設・運営できる体制が整備されている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度（見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>避難所運営力の向上</b> ※避難所数 28 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営担当職員の指定</li> <li>荒川さつき会館の二次避難所の指定及びマニュアル・備蓄倉庫の整備</li> <li>二次避難所開設・運営訓練の一部実施及び指定管理者との協議</li> <li>マニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者等と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>マニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者等と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>マニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者等と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>マニュアルの改善</li> </ul>

<b>事業名</b>	福祉避難所運営体制の整備			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所の開設・運営に関する行動手順をまとめたマニュアルに基づく訓練を実施して課題を抽出し、適宜マニュアルを改善する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営できる体制が整備されている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度（見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>避難所運営力の向上</b> ※避難所数 28 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>MCA 無線機器の通信訓練の実施（全箇所）</li> <li>福祉避難所開設訓練の一部実施</li> <li>職員派遣訓練を通じた避難所派遣予定職員への意識啓発</li> <li>感染症対策を踏まえたマニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>職員派遣訓練を通じた避難所派遣予定職員への意識啓発</li> <li>感染症対策を踏まえたマニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>職員派遣訓練を通じた避難所派遣予定職員への意識啓発</li> <li>感染症対策を踏まえたマニュアルの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施</li> <li>職員派遣訓練を通じた避難所派遣予定職員への意識啓発</li> <li>感染症対策を踏まえたマニュアルの改善</li> </ul>

### 3 要配慮者等への対策

#### 目的

災害発生時に、避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者等が適切に避難し、安心して避難生活を送ることができるよう、避難体制の整備や啓発等を進める。

【所管部】区民生活部、福祉部、子ども家庭部

事業名	高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に関する防災対策 <b>新規・充実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者及びその家族については、出火の防止や避難方法の確認等、日頃からの準備が特に必要であることから、関係機関と連携した事前の備えや災害時の行動等に関する啓発を行うとともに、家具類等の転倒・落下・防止器具や感震ブレーカーの設置等の支援を行う。</li> <li>・情報収集にハンディキャップのある障がい者等向け災害情報受信機の配付事業の実施や乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄等、要配慮者への支援体制を整備する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての区民が、災害時に備えて各自必要な食料や飲料水等を備蓄している。 (令和8年度までに7日分以上備蓄している人の割合 22%を達成する。) (令和8年度までに3日分以上備蓄している人の割合 66%を達成する。)</li> <li>・家具転倒落下防止対策の実施率 100%を達成する。 (令和8年度までに家具転倒落下防止対策の実施率 82%を達成する。)</li> <li>・感震ブレーカー普及率 100%を達成する。 (令和8年度までに感震ブレーカー普及率 35%を達成する。※首都直下地震緊急対策推進基本計画[平成27年3月31日 内閣府]では普及率 25%を目標としている。)</li> <li>・災害時に要配慮者が適切に避難し、安心して避難生活を送ることができる体制が整備されている。</li> </ul>			
取組(指標)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(再掲)家具転倒落下防止対策の普及	実施率 (荒川区政世論調査) 70%	実施率 (荒川区政世論調査) 72%	実施率 (荒川区政世論調査) 74%	実施率 (荒川区政世論調査) 76%
	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件	設置助成件数 30件
(再掲)感震ブレーカーの普及	普及率 (荒川区政世論調査) 23%	普及率 (荒川区政世論調査) 25%	普及率 (荒川区政世論調査) 27%	普及率 (荒川区政世論調査) 29%
	設置助成件数 440件	設置助成件数 450件	設置助成件数 450件	設置助成件数 450件
	無料配付件数 115件	無料配付件数 120件	無料配付件数 120件	無料配付件数 120件
屋内安全対策助成等費用(概算)	7,172(千円)	26,189(千円)	52,378(千円)	

取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>（再掲）防災関係機関と連携した屋内安全・安心対策に関する普及促進活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーションによる周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災講話等での周知</li> <li>・あら BOSAI(web開催)による周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の防火防災診断と連携した普及促進</li> <li>・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進</li> <li>・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知</li> <li>・高齢者みまもりステーション等の戸別訪問時における周知</li> <li>・町会連合会定例会等での周知</li> <li>・防災訓練や各種イベント等での周知</li> </ul>
<b>高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への防災対策に関する啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報による啓発の充実（特集）</li> <li>・ホームページによる啓発</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・各保育園における避難訓練の実施</li> <li>・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発</li> <li>・障がい者（肢体不自由・視覚・聴覚障がい者）及び支援者向け防災講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報による啓発の充実（特集）</li> <li>・ホームページによる啓発</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・各保育園における避難訓練の実施</li> <li>・防災イベント等における啓発</li> <li>・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報による啓発の充実（特集）</li> <li>・ホームページによる啓発</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・各保育園における避難訓練の実施</li> <li>・防災イベント等における啓発</li> <li>・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報による啓発の充実（特集）</li> <li>・ホームページによる啓発</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・各保育園における避難訓練の実施</li> <li>・防災イベント等における啓発</li> <li>・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発</li> </ul>
<b>（再掲）災害情報受信機の配付事業の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入製品の市場調査</li> <li>・配付事業の制度設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入製品の決定</li> <li>・配付事業の制度設計</li> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付事業の実施及び周知</li> </ul>
災害情報受信機の配付事業に係る費用（概算）	—	45,205（千円）	90,410（千円）	
<b>乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児用液体ミルクの備蓄</li> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の検討・適宜配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の検討・適宜配備</li> </ul>
乳幼児用液体ミルクの備蓄の導入費用（概算）	—	2,070（千円）	4,140（千円）	

<b>事業名</b>	避難行動要支援者の支援体制の整備			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者（要介護 4 から 5 に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳 1 級・2 級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者）について、災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、対象者ごとの避難支援に関する個別支援計画を関係団体等との協議のもと整備する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者ごとの避難計画が整備できている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和 2 年度 （見込み）</b>	<b>令和 3 年度</b>	<b>令和 4 年度</b>	<b>令和 5 年度</b>
<b>避難行動要支援者の個別支援計画の策定支援 （個別支援計画の策定率）</b>	<p>【高齢者】 46% (320 人 / 700 人)</p> <p>【障がい者】 ・ 重度心身障がい者 ※を対象とした個別支援計画の策定着手</p>	<p>【高齢者】 50%</p> <p>【障がい者】 ・ 重度心身障がい者（18 歳未満の重度心身障がい児）を対象とした個別支援計画の策定完了 ・ 盲ろう者※を対象とした個別支援計画の策定</p>	<p>【高齢者】 55%</p> <p>【障がい者】 ・ 重度心身障がい者（18 歳以上）を対象とした個別支援計画の策定 ・ 盲ろう者※を対象とした個別支援計画の策定完了</p>	<p>【高齢者】 60%</p> <p>【障がい者】 ・ 重度心身障がい者 を対象とした個別支援計画の策定完了</p>

※重度心身障がい者 … 重度の肢体不自由と重度の知的障がい者が重複した者

※盲ろう者 … 視力障がいと聴覚障がい者が重複した者

<b>事業名</b>	多様性に配慮した避難者支援体制の整備 <b>新規・充実事業</b>			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女や性自認、性的指向等の違いに配慮し、避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安・悩み等に適切に対応するため、避難者への相談・支援体制の整備・充実を図る。</li> <li>・ 避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用し、多様性に配慮した避難者支援のあり方や避難所運営方法等について周知啓発を図る。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様性に配慮した避難者への支援体制が整備できている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和 2 年度 （見込み）</b>	<b>令和 3 年度</b>	<b>令和 4 年度</b>	<b>令和 5 年度</b>
<b>多様性に配慮した避難者支援体制の整備及び周知啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の整備</li> <li>・ 避難所開設運営訓練や防災講話等における啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善</li> <li>・ 避難所開設運営訓練や防災講話等における啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善</li> <li>・ 避難所開設運営訓練や防災講話等における啓発</li> </ul>

## 4 ペットの避難体制の整備

### 目的

災害発生時にペットの避難によるトラブル等が発生しないよう、飼い主を対象とした意識啓発を行うとともに、ペットの避難体制を整備する。

【所管部】区民生活部、健康部

<b>事業名</b>	ペットの取扱いに関する意識啓発及び避難体制の整備			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、ペットの飼い主が避難所等に行かずに自宅でペットと共に生活できるよう、飼い主に対して、自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防止対策等の安全対策、食料・飲料水等の備蓄の実施について意識啓発を図る。</li> <li>・自宅で過ごせない場合や避難所等への同行避難が困難な場合に備え、ペットと共に親戚・知人宅等へ避難できるよう、事前の避難先の確保について啓発するとともに、避難所等へ避難する際の留意点等について啓発する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各飼い主が災害時におけるペットの取扱いについて十分に理解している。</li> <li>・災害時におけるペットの避難体制が整備できている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>災害時におけるペットの取扱いに関する意識啓発及び避難体制の改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬や猫の飼い方講習会における啓発</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた水害時におけるペットの避難方法に関する周知・啓発（防災地図や区報、ホームページ等）</li> <li>・水害時の避難場所におけるペットの避難スペースの確保・受入マニュアルの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報やホームページによる意識啓発</li> <li>・避難所開設・運営訓練における意識啓発</li> <li>・イベント等における意識啓発</li> <li>・犬や猫の飼い方講習会においての啓発</li> <li>・ペットの避難体制に関する検証・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報やホームページによる意識啓発</li> <li>・避難所開設・運営訓練における意識啓発</li> <li>・イベント等における意識啓発</li> <li>・犬や猫の飼い方講習会においての啓発</li> <li>・ペットの避難体制に関する検証・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報やホームページによる意識啓発</li> <li>・避難所開設・運営訓練における意識啓発</li> <li>・イベント等における意識啓発</li> <li>・犬や猫の飼い方講習会においての啓発</li> <li>・ペットの避難体制に関する検証・改善</li> </ul>



## 5 災害時用トイレの確保

### 目的

災害発生時に避難者がトイレを遅滞なく使用できるよう、災害時用トイレの整備を進めるとともに、区民に対して携帯トイレの備蓄に関する啓発を行う。

【所管部】 区民生活部、防災都市づくり部

事業名	災害時用トイレの整備と啓発			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荒川区公衆・公園トイレ整備方針」に基づき、災害時に使用できるトイレ（マンホールトイレ等）の整備を進めるとともに、災害時におけるトイレ使用や携帯トイレの備蓄に関する啓発を積極的に行っていく。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に避難所区域ごとに避難者 50 人に 1 基の割合でトイレが設置されている。</li> <li>・災害時にトイレを遅滞なく使用できる体制が整備されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
<b>災害時に使用可能なトイレの整備及び普及啓発</b>	一次避難所区域ごとのトイレ充足状況 （75 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  35/37 の区域  （50 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  22/37 の区域  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施</li> <li>・区報やホームページ、防災講話等による災害時のトイレの使用方法や携帯トイレの普及啓発</li> </ul>	一次避難所区域ごとのトイレ充足状況 （75 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  35/37 の区域  （50 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  23/37 の区域  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施</li> <li>・区報やホームページ、防災講話等による災害時のトイレの使用方法や携帯トイレの普及啓発</li> </ul>	一次避難所区域ごとのトイレ充足状況 （75 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  36/37 の区域  （50 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  24/37 の区域  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施</li> <li>・区報やホームページ、防災講話等による災害時のトイレの使用方法や携帯トイレの普及啓発</li> </ul>	一次避難所区域ごとのトイレ充足状況 （75 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  37/37 の区域  （50 人に 1 基確保できている一次避難所の区域数）  25/37 の区域  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施</li> <li>・区報やホームページ、防災講話等による災害時のトイレの使用方法や携帯トイレの普及啓発</li> </ul>
災害時用トイレ整備費用（概算）	840（千円）	960（千円）	1,920（千円）	

## 6 備蓄体制の整備

### 目的

災害発生時に迅速かつ的確に物資の供給ができるよう、備蓄体制の充実を図る。

【所管部】 区民生活部

事業名	備蓄体制の充実 <b>新規・充実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に迅速かつ円滑に物資の搬出等が行えるよう、事業者に備蓄倉庫の管理を委託することにより、物資の在庫管理を定期的に行うとともに、災害発生時における搬送効率を考慮した配置の工夫、物資配置図の作成を行う等、民間のノウハウを活用しながら管理運営面での充実を図る。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症等の感染症対策物資も含めた備蓄物資の品目や数量について検証・精査を行い、必要となる備蓄物資の配備を進めるとともに、新たな備蓄物資の配備に対応できるよう備蓄スペースの拡充に努める。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速かつ的確に備蓄物資を供給できる備蓄倉庫の管理運営体制が整備されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
備蓄体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資の配備（マスク、消毒液、体温計、防護服等）</li> <li>・備蓄倉庫の在庫管理及び品質調査</li> <li>・専門事業者のノウハウを活用した効率的な備蓄物資の配置検討・実施</li> <li>・物資配置図の作成</li> <li>・新たな備蓄倉庫の設置検討</li> <li>・新たなミニ備蓄倉庫の設置（荒川山吹ふれあい館、男女平等推進センター、荒川さつき会館、日暮里地域活性化施設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を含む様々なニーズに対応した備蓄物資の検証・精査</li> <li>・備蓄倉庫の在庫管理及び品質調査</li> <li>・専門事業者のノウハウを活用した効率的な備蓄物資の配置検討・実施</li> <li>・物資配置図の作成</li> <li>・新たな備蓄スペース拡充の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を含む様々なニーズに対応した備蓄物資の検証・精査</li> <li>・新たな備蓄スペース拡充の検討</li> <li>・ミニ備蓄倉庫の拡充の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を含む様々なニーズに対応した備蓄物資の検証・精査</li> <li>・新たな備蓄スペース拡充の検討</li> <li>・ミニ備蓄倉庫の拡充の検討</li> </ul>
備蓄物資棚卸等の業務委託費用（概算）	5,566（千円）	5,566（千円）	—	
（再掲）乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児用液体ミルクの備蓄</li> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の検討・適宜配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や妊産婦に配慮した備蓄物資の検討・適宜配備</li> </ul>
乳幼児用液体ミルクの備蓄の導入費用（概算）	—	2,070（千円）	4,140（千円）	

## 7 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

### 目的

災害発生時に公共交通機関の運行停止に伴い発生する帰宅困難者が一時的に滞在することができる施設の確保を進める。

【所管部】 区民生活部

<b>事業名</b>	一時滞在施設の確保・拡充			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、災害発生時の公共交通機関の運行停止等に伴う帰宅困難者対策として、公共施設や民間施設を一時滞在施設として確保しているが、引き続き、想定される一時滞在施設の需要人数の充足に向けた確保を進める。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の需要人数（約 7,600 人）を満たす一時滞在施設が確保されている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和 2 年度 （見込み）</b>	<b>令和 3 年度</b>	<b>令和 4 年度</b>	<b>令和 5 年度</b>
<b>一時滞在施設の確保 （収容可能人数）</b>	5,630 人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）」の一時滞在施設としての指定</li> <li>・共同住宅等の建設時における民間事業者への協力依頼</li> <li>・マンション管理組合等への協力依頼</li> <li>・公共施設の一時滞在施設としての活用検討</li> </ul>	5,750 人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等の建設時における民間事業者への協力依頼</li> <li>・マンション管理組合等への協力依頼</li> <li>・公共施設の一時滞在施設としての活用検討及び指定</li> </ul>	5,850 人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等の建設時における民間事業者への協力依頼</li> <li>・マンション管理組合等への協力依頼</li> <li>・公共施設の一時滞在施設としての活用検討及び指定</li> </ul>	5,950 人  <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等の建設時における民間事業者への協力依頼</li> <li>・マンション管理組合等への協力依頼</li> <li>・公共施設の一時滞在施設としての活用検討及び指定</li> </ul>

## 第 5 章 復興対策

災害発生後、早期に区民の生活再建を図るため、区は復興本部を立ち上げ、速やかに住家被害認定調査や被災証明書の発行業務等の被災者生活の再建に係る復興対策を実施する必要がある。

本章では、これらの復興対策の中から、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

### 1 生活再建体制の整備

#### 目 的

災害発生後の区民の生活再建を円滑に進めることができるよう、被災者生活再建支援システムによる被災証明書発行業務をはじめとする生活再建体制の整備を図る。

【所管部】 区民生活部、防災都市づくり部、各部

事業名	被災者生活再建支援体制の整備 <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">重点対策事業</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規・充実事業</span>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災証明書発行に関わる業務について、被災者生活再建支援システムを活用した研修等を実施し、職員の業務能力の向上を図る。</li> <li>・被災者生活再建支援に係る各部の役割分担の整理をはじめとする体制の整備・強化を図る。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑に住家被害認定調査や被災証明書の発行等の被災者生活再建ができる体制が整備されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
被災者生活再建支援に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援システム研修の実施</li> <li>・被災者生活再建支援体制の検討</li> <li>・被災者生活再建に係る民間団体等との連携体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援システム研修の実施</li> <li>・被災者生活再建支援体制の検討・整備</li> <li>・被災者生活再建に係る民間団体等との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援システム研修及び運用訓練の実施</li> <li>・被災者生活再建支援体制の検討・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援システム研修及び運用訓練の実施</li> <li>・被災者生活再建支援体制の検証、見直し及び改善</li> </ul>

## 第 6 章 風水害対策

台風や局所的な集中豪雨の発生により土砂災害や河川氾濫等が発生する可能性があり、風水害に対する避難体制を整備していく必要がある。

本章では、これらの風水害対策の中から、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

### 1 風水害対策

#### 目 的

大規模水害の発生時に、区民が安全に浸水の恐れがない場所に避難できるよう、避難体制の整備を図る。

【所管部】 区民生活部、各部

事業名	風水害時の避難体制の整備		重点対策事業	新規・充実事業
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延下で大規模水害が発生する恐れがある場合に、避難場所における密集を回避するため、区施設のほか、都立施設や民間施設等を活用した避難スペースの確保を進める。</li> <li>・実災害における課題や教訓等を踏まえ、適宜、災害対策本部の運営体制や避難場所対応マニュアルの改善を行い、水害時における活動体制の更なる強化を図る。</li> <li>・大規模水害時に区内の大部分が浸水する想定であることを踏まえ、引き続き、国や東京都、他自治体等の防災関係機関と連携し、大規模水害発生時における広域避難体制の整備を進める。</li> <li>・水害時における要配慮者の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援を推進する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害発生時における避難スペースが十分に確保されている。</li> <li>・大規模水害時における災害対策本部の運営体制及び避難体制が整備されている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
（再掲）新たな避難スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術高専の避難場所としての指定</li> <li>・指定避難所以外の公共施設（サンパール荒川等）を活用し避難スペースの確保</li> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな避難スペースの確保に向けた民間施設等との協議・調整</li> </ul>

取組（指標）	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害対策本部体制の改善及び避難場所運営力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時における避難場所運営担当職員への指定</li> <li>・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施</li> <li>・各避難場所における避難場所対応マニュアルの作成</li> <li>・避難所等における新型コロナウイルス感染症等対応方針の策定・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部体制の改善</li> <li>・避難場所対応マニュアルに基づくシミュレーションの実施、検証・改善</li> <li>・避難所等における新型コロナウイルス感染症等対応方針の検証・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部体制の改善</li> <li>・避難場所対応マニュアルに基づくシミュレーションの実施、検証・改善</li> <li>・他の感染症への対応等も含めた避難所等の運営体制の検討・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部体制の改善</li> <li>・避難場所対応マニュアルに基づくシミュレーションの実施、検証・改善</li> <li>・他の感染症への対応等も含めた避難所等の運営体制の検討・改善</li> </ul>
広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における内閣府、都、他自治体等との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における内閣府、都、他自治体等との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における内閣府、都、他自治体等との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における内閣府、都、他自治体等との協議</li> </ul>
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援 (避難確保計画作成率)	<p>作成率 46.9% (181/386 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援</li> </ul>	<p>作成率 55.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援</li> </ul>	<p>作成率 70.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援</li> </ul>	<p>作成率 85.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援</li> </ul>

【所管部】 区民生活部

事業名	風水害時の避難方法及び避難場所等の周知・啓発 <b>重点対策事業</b> <b>新規・充</b> <b>実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害発生時における避難方法や避難場所等について、防災地図（水害版）や防災アプリ、区ホームページ、区報等の様々な媒体を活用し、区民へ積極的に周知する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害が発生または発生する恐れがある場合に、区民一人ひとりが正しい避難行動をとることができる。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から踏まえた避難方法等の周知</li> <li>・ペットの避難に関する周知</li> <li>・防災地図（水害版）の改定</li> <li>・区報（特集号を含む）・ホームページ等の様々な媒体を活用した周知</li> <li>・マイ・タイムラインを活用した啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を活用した避難方法等の周知（防災地図、防災アプリ、ホームページ、区報等）</li> <li>・中小河川等に関するハザードマップの作成</li> <li>・マイ・タイムラインを活用した啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を活用した避難方法等の周知（防災地図、防災アプリ、ホームページ、区報等）</li> <li>・マイ・タイムラインを活用した啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を活用した避難方法等の周知（防災地図、防災アプリ、ホームページ、区報等）</li> <li>・マイ・タイムラインを活用した啓発</li> </ul>

## 第 7 章 安全な都市づくり

災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくりを推進するため、建物の不燃化・耐震化や細街路の拡幅整備、空き家等への対策、密集市街地における道路やオープンスペースの整備、無電柱化の推進等のハード面での対策を推進していく必要がある。

本章では、これらの安全な都市づくりに関する事業のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

### 1 防災まちづくりの施策の推進

#### 目 的

災害発生時における被害拡大を防ぐため、建物の不燃化・耐震化、道路の拡幅整備、空き家等対策、オープンスペースの確保、無電柱化等の諸施策を推進する。

【所管部】防災都市づくり部

事業名	不燃化特区整備促進事業 <b>重点対策事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川・南千住地区、町屋・尾久地区を対象に、主要生活道路の拡幅整備やオープンスペースとなる防災スポットや公園、広場等の用地確保・整備を行う。</li> <li>・地域での専門的な相談活動や各戸訪問、助成金による支援等により、老朽建築物の建替えや除却を促進する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の拡幅、延焼防止となる空地の確保等により、令和 7 年度までに不燃領域率 70% を達成し、燃えない・燃え広がらない街づくりを実現する。</li> </ul>			
取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
不燃化特区整備促進事業の推進（不燃領域率）	64.3%		→	70%
事業費（概算）	1,008,240（千円）	702,596（千円）	1,405,192（千円）	
防災スポットの整備 （整備か所数）	4 か所	2 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備用地の確保</li> <li>・調整・協議</li> <li>・予算化</li> <li>・整備実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備用地の確保</li> <li>・調整・協議</li> <li>・予算化</li> <li>・整備実施</li> </ul>
事業費（概算）	370,632（千円）	75,457（千円）	150,914（千円）	
主要生活道路の拡幅整備 （測量率） ※測量件数／画地数 （整備率） ※整備延長／目標延長	測量率：45.0% 整備率：21.5%	測量率：60.0% 整備率：30.0% <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量、調査の実施</li> <li>・用地折衝</li> <li>・用地取得</li> <li>・設計、予算化</li> <li>・整備実施</li> </ul>	測量率：80.0% 整備率：40.0% <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量、調査の実施</li> <li>・用地折衝</li> <li>・用地取得</li> <li>・設計、予算化</li> <li>・整備実施</li> </ul>	測量率：100.0% 整備率：50.0% <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量、調査の実施</li> <li>・用地折衝</li> <li>・用地取得</li> <li>・設計、予算化</li> <li>・整備実施</li> </ul>
事業費（概算）	224,872（千円）	192,909（千円）	385,818（千円）	

<b>事業名</b>	細街路拡幅整備の推進			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替えの際等に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。</li> <li>・事業の推進を図るため、建築主等に対し、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法による道路のうち幅員4m未満の細街路が解消されている。</li> <li>・災害時における避難経路の確保や消火活動の円滑化が図られている。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>細街路の拡幅整備 （細街路後退用地整備率）</b>	46%	47%	48%	49%
<b>事業費（概算）</b>	450,524（千円）	450,905（千円）	901,810（千円）	

<b>事業名</b>	都市計画道路の整備			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、火災や地震等の災害時には避難路としての役割や延焼遮断帯の役割を持っていることから、無電柱化を含め、着実な整備を図る。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助193号線については、令和5年度（第1期）、令和11年度（第2期）整備完了</li> <li>・補助331号線については、令和6年度整備完了</li> <li>・補助321号線については、令和10年度整備完了</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>都市計画道路（補助193号線）の整備（第1期）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得</li> <li>・補足測量</li> <li>・仮整備工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得</li> <li>・測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得</li> <li>・測量</li> <li>・整備工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得</li> <li>・測量</li> <li>・整備工事の実施</li> </ul>
<b>都市計画道路（補助193号線）の整備（第2期）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況及び路線測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地測量</li> </ul>
<b>整備費（概算）</b>	24,533（千円）	25,368（千円）	701,750（千円）	
<b>都市計画道路（補助331号線）の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地測量</li> <li>・予備工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得</li> <li>・整備工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備工事の実施</li> </ul>
<b>整備費（概算）</b>	50,609（千円）	79,751（千円）※	411,670（千円）※	



取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
都市計画道路（補助 321 号線）の整備	・協議 ・土壌調査	・設計 ・土壌調査	・暫定整備	・協議
整備費（概算）	41,197（千円）	2,078（千円）	31,807（千円）	

※電線共同溝整備費は別途計上

【所管部】防災都市づくり部

事業名	老朽空き家等の除却の推進 <b>重点対策事業</b> <b>新規・充実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に実施した空き家実態調査の結果を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「荒川区空家等対策計画」（計画年度：平成 28～32 年度）を策定し、これに基づき周辺に悪影響を及ぼす空き家も含めた危険な老朽建築物の除却や建替えの促進をし改善に向けた事業を展開してきた。</li> <li>引き続き効果的な空き家も含めた対策を講じる必要があるため本計画を更新し、さらに 5 年間事業を推進する。</li> <li>空き家に関する様々な問題の解決に向けた建築・不動産等の専門家による相談会を実施する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法による道路のうち幅員 4 m 未満の細街路が解消されている。</li> <li>災害時における避難経路の確保や消火活動の円滑化が図られている。</li> </ul>			
取組（指標）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
老朽空き家等の除却棟数（累計）	743 棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 ・空き家相談会の実施	900 棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 ・空き家相談会の実施	1,050 棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 ・空き家相談会の実施	1,200 棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 ・空き家相談会の実施
事業費（概算）	555,659（千円）	624,326（千円）	1,248,652（千円）	
特定空家への指定件数（累計）	3 件	4 件	5 件	6 件
事業費（概算）	792（千円）	792（千円）	1,584（千円）	

<b>事業名</b>	危険なブロック塀等の撤去			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時における接道部のブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、危険なブロック塀等の所有者に対する指導をこれまで以上に徹底して行い、通学路における危険箇所の情報を関係部署と共有していく。また、危険ブロック塀の撤去を促すために、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。</li> <li>・引き続き、公共施設のブロック塀等の安全確保に万全を期す。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	・危険なブロック塀が撤去されており、地震発生時の安全性が確保できている。			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>危険なブロック塀等の撤去</b> （ブロック塀等撤去件数）	ブロック塀等撤去件数 累計 44 件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（ホームページによる周知）	ブロック塀等撤去件数 累計 54 件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導）	ブロック塀等撤去件数 累計 64 件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導）	ブロック塀等撤去件数 累計 74 件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導）
<b>事業費（概算）</b>	1,843（千円）	2,652（千円）	5,304（千円）	

事業名	都市計画公園の整備の推進 <b>新規・充実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮前公園の整備は、災害発生時の延焼遮断機能を確保できること、隣接する尾久八幡中学校、区民運動場、あらかわ遊園と一体となった避難場所として活用できること等、災害対策の上で重要な施設であることから、積極的に整備を推進する。</li> <li>・今後整備予定である町屋公園や旧南千住浄水場用地についても計画的に整備を進め、避難場所等としての活用に向けて検討する。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	・令和4年4月に全面開園する。			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宮前公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第1期】</li> <li>・園路等整備工事</li> <li>【第2期】</li> <li>・用地取得</li> <li>・造成工事</li> <li>・拡張用地における基盤整備工事</li> <li>【第3期】</li> <li>・都市計画変更</li> <li>・事業認可取得</li> <li>・基本設計</li> <li>・地歴調査</li> <li>・測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第1期】</li> <li>・公園の全面開園</li> <li>【第2期】</li> <li>・公園の一部開園</li> <li>・園路等整備工事</li> <li>【第3期】</li> <li>・事業認可変更（拡張）</li> <li>・公社用地契約</li> <li>・土壌調査</li> <li>・実施設計</li> <li>・測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第2期】</li> <li>・公園の全面開園</li> <li>【第3期】</li> <li>・土壌調査</li> <li>・測量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第3期】</li> <li>・用地取得</li> <li>・測量</li> </ul>
整備費（概算）	1,260,833（千円）	788,448（千円）	53,000（千円）	7,502,854（千円）
町屋公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認可取得</li> <li>・測量</li> <li>・基本設計</li> <li>・土壌調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備工事</li> <li>・用地取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既施設撤去工事</li> </ul>
整備費（概算）	—	57,088（千円）	1,718,000（千円）	20,000（千円）
旧南千住浄水場用地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社契約【第1回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画変更</li> <li>・現況測量</li> <li>・基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認可取得</li> <li>・土壌調査</li> <li>・公社契約【第2回】</li> <li>・用地取得</li> <li>・基本設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物解体工事</li> <li>・測量</li> </ul>
整備費（概算）	9,938（千円） ※利息分	131,305（千円）	7,227,869（千円）	238,432（千円）

事業名	無電柱化の推進 <b>新規・充実事業</b>			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化は、都市防災機能の強化につながるほか、美しい街並み景観の形成や安全で快適な歩行空間を創出できることから積極的に推進する。</li> <li>・これまでは主に都市計画道路において無電柱化を推進してきたが、今後は、防災面で脆弱な木造住宅密集地域内の主要生活道路等についても計画的に整備を進める。</li> </ul>			
中長期的な到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進する。</li> <li>・令和3年度までに、宮前公園周辺道路の無電柱化を完了する。</li> </ul>			
取組（指標）	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宮前公園周辺道路	・電線共同溝引込・ 連系管工事の実施	・道路整備工事の実 施	—	—
整備費（概算）	43,318（千円）	28,459（千円）	—	
第二峡田小学校北側道 路	・電線共同溝支障移 設工事の実施	・電線共同溝整備 工事の実施 ・電線共同溝引込・ 連系管設計の実施	・電線共同溝引込・ 連系管工事の実施	・道路整備工事の実 施
整備費（概算）	25,400（千円）	157,154（千円）	50,900（千円）	18,300（千円）
荒川遊園通り	・電線共同溝詳細設 計の実施	・道路整備詳細設計 の実施 ・電線共同溝引込・ 連系管設計の実施	・電線共同溝支障移 設工事の実施	・電線共同溝整備工 事の実施
整備費（概算）	9,350（千円）	73,294（千円）	42,400（千円）	55,700（千円）
荒川総合スポーツセン ター周辺道路	・電線共同溝詳細設 計の実施 ・電線共同溝に伴う 道路改良工事の実施	・電線共同溝整備工 事の実施 ・電線共同溝引込・連 系管設計の実施	・電線共同溝引込・連 系管工事の実施	・道路整備工事の実 施
整備費（概算）	80,454（千円）	71,548（千円）	44,200（千円）	15,900（千円）
補助 331 号線	—	・電線共同溝横断部 工事の実施	・電線共同溝整備工 事の実施	—
整備費（概算）	—	3,253（千円）	117,727（千円）	

<b>事業名</b>	住宅の耐震化促進 <b>重点対策事業</b>			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に改定する荒川区耐震改修促進計画に基づき、区内全域を対象に、戸建住宅、共同住宅の耐震補強等への費用助成を行う。</li> <li>住宅の耐震化率の向上を目指し、耐震性が不足する建築物の建替えや耐震補強工事等を推進する取組を実施する。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	令和7年度の住宅の耐震化率の目標を95%とする。			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進（住宅の耐震化率）</b>	86%		→	95% （令和7年度目標）
<b>木造・非木造建物耐震化推進事業（耐震補強・建替え工事・除却工事）</b>	30棟	30棟 ・申請に基づく調査助成金等の交付手続	30棟 ・申請に基づく調査助成金等の交付手続	30棟 ・申請に基づく調査助成金等の交付手続
<b>整備費（概算）</b>	83,600（千円）	104,300（千円）	208,600（千円）	

## 2 交通関連施設の安全確保

### 目的

災害発生時においても道路・橋梁等の交通関連施設の機能を維持し、区民の安全な避難に資するため、これらの施設の安全確保を図る。

【所管部】防災都市づくり部

<b>事業名</b>	道路・橋梁等の点検及び調査			
<b>実施内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び道路附属物の健全度を確認する道路ストック総点検や路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査等を実施する。</li> <li>災害時においても道路利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため調査・点検結果で判明した危険箇所を道路改修・補修工事の実施に反映させる。</li> </ul>			
<b>中長期的な到達目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面下空洞化を解消する。</li> <li>5年毎に実施している道路ストック総点検について、令和4年度に行い、道路附属物の状況を把握するとともに、災害時の道路被害を最小限に抑えるため、危険箇所の補修を行う。</li> </ul>			
<b>取組（指標）</b>	<b>令和2年度 （見込み）</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>
<b>道路・橋梁等の点検及び調査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の調査点検の実施</li> <li>調査に基づく路面補修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査に基づく補修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面下空洞調査の実施</li> <li>調査に基づく補修等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面下空洞調査の実施</li> <li>調査に基づく補修等</li> </ul>
調査費（概算） ※システム保守費等含む、補修費除く	39,171（千円）	5,782（千円）	21,044（千円）	

